

新都市社会技術融合創造研究会 中間評価・事後評価実施要領(案)

1. プロジェクト評価・選定委員会における中間評価・事後評価の実施

プロジェクト評価・選定委員会(以下、委員会という。)は、研究成果の評価を行うため、下表「研究成果評価基準」に基づき、プロジェクトの中間評価及び事後評価を実施します。中間評価については、複数年度にまたがるプロジェクトを対象として、研究成果について毎年度、プロジェクトの見通しや進捗、プロジェクト継続の妥当性などについて評価を行い、次年度以降の研究費の適正化を図ります。なお、中間評価において成果の見込みがないと判断されたものについてはプロジェクトを打ち切ります。検討の結果、大きな成果が認められるものは当初のプロジェクト期間を超える継続も検討します。

事後評価については、プロジェクト期間が終了したプロジェクトを対象として、研究目的の達成度や研究成果の活用・発展性、道路政策の質の向上への反映見込みなどについて評価を行います。

研究成果評価基準

◆中間評価

・以下の評価基準項目を総合的に判断	A:非常に優れたプロジェクトであった。 B:優れたプロジェクトであった。 C:条件付で評価できる(委託費の減額等)。 D:優れたプロジェクトではなかった(プロジェクトの打ち切り)。
-------------------	---

◆事後評価

・以下の評価基準項目を総合的に判断	A:プロジェクトの目的は達成され、十分な研究成果があった。 B:プロジェクトの目的は概ね達成され、研究成果があった。 C:一定の研究成果があった。 D:研究成果があったとは言い難い。
-------------------	--

◆評価基準

I. 目標達成度 ・当初の目標を達成することができたか。	a:十分達成した。 b:概ね達成した。 c:達成しなかった。
II. プロジェクト計画 ・実施状況(契約関係、研究報告の実施、スケジュール管理等)、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a:適切であった。 b:概ね適切であった。 c:不適切であった。
III. プロジェクト成果	
(1)技術革新性 ・学術的研究及び特許等に係る応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a:十分推進することができた。 b:概ね推進することができた。 c:不十分。
(2)導入可能性 ・プロジェクトの成果が幅広く普及することにより、道路行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できる。	a:十分期待できる。 b:概ね期待できる。 c:期待できない。

2. 評価資料の提出

プロジェクトリーダーは年度毎のプロジェクト完了時に下記(1)、(2)の書類を作成のうえ、新都市社会技術融合創造研究会(以下、研究会という。)へ提出していただきます。研究会では委員会を開催し、提出された資料及び委員会当日のヒアリングにより、プロジェクトの研究成果に対する中間評価及び事後評価を実施します。

(1) プロジェクト自己評価表

プロジェクトリーダーは下表「自己評価基準」に基づき、自己評価を実施し様式-1 に必要事項を記入のうえ研究会へ提出してください。

なお、提出されたプロジェクト自己評価表については非公表とします。

自己評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の評価基準項目を総合的に評価。	A:非常に優れたプロジェクトであった。 B:優れたプロジェクトであった。 C:優れたプロジェクトではなかった。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a:十分達成した。 b:概ね達成した。 c:達成しなかった。
<u>II. プロジェクト計画</u> ・実施状況(契約関係、研究報告の実施、スケジュール管理等)、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a:適切であった。 b:概ね適切であった。 c:不適切であった。
<u>III. プロジェクト成果</u>	
(1)技術革新性 ・学術的研究及び特許等に係る応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a:十分推進することができた。 b:概ね推進することができた。 c:不十分。
(2)導入可能性 ・プロジェクトの成果が幅広く普及することにより、道路行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できる。	a:十分期待できる。 b:概ね期待できる。 c:期待できない。

(2) プロジェクト・研究成果の概要報告書

プロジェクトリーダーはプロジェクトの初年度及び中間年度完了時には当該年度の研究成果を中心とし、最終年度完了時にはプロジェクト全体を対象として、それぞれ様式-2 にしたがってプロジェクト及び研究成果の概要をとりまとめて研究会へ提出してください。





